

いきいき松浦21（第3次）健康増進計画の概要

1 計画の目的と基本理念

基本理念を『心豊かにからだ元気なまちづくり』とし、生活の質（QOL）の向上のために、生きがいや活力のある生活づくりを目指すことや、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むための、行政や地域組織などを活かした、環境整備を行い、健康寿命の延伸を目指します。また、早い時期からの生活習慣の改善や要介護状態を予防していくため、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの取り組みを推進することを目的とします。

2 計画の位置づけと計画期間

国は、国民の健康づくり・疾病予防を推進するための根拠法として、健康増進法を整備し、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をビジョンとして、誰一人取り残さない健康づくりを展開し、より実効性をもつ取組を推進する計画として、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までを活動期間とする「健康日本21（第三次）」を公表しています。

県では、全ての県民がいつまでも健康でこころ豊かに活躍できる社会の実現のために、令和6（2024）年に「健康ながさき21（第3次）」を策定し、取り組みが進められています。

本市においても、「心豊かにからだ元気なまちづくり」の実現をめざし、市民の健康課題の解決に向けて、「健康ながさき21（第3次）」に基づき、「松浦市総合計画」との整合性を図り、令和7（2025）年に「いきいき松浦21（第3次）健康増進計画」を策定します。

本計画の期間は令和7（2025）年度から令和18（2036）年度の12年間としています。なお計画の中間年となる令和12（2030）年度に中間評価を実施し、目標の達成度や地域の現状などを踏まえ、内容の見直しを行い、令和18（2036）年度には、本計画の終了、最終評価を行います。

3 計画の進め方

「心豊かにからだ元気なまちづくり」を基本理念とし、基本目標として、「健康寿命の延伸」を掲げ、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を方向性として、施策を展開します。

基本理念	心豊かにからだ元気なまちづくり	
【基本目標】	健康寿命の延伸	
【方向性1】 個人の行動と健康状態の改善	(1) 生活習慣の改善	①栄養・食生活
		②身体活動・運動
		③休養・睡眠
		④飲酒
		⑤喫煙
		⑥歯・口腔の健康
	(2) 生活習慣病の発症予防・重症化予防	①健診の受診促進
		②がん
		③循環器病
		④糖尿病
		⑤COPD
	(3) 生活機能の維持・向上	①ロコモティブシンドロームの減少
②骨粗鬆症検診受診率の向上		
③心理的苦痛を感じている者の減少		
【方向性2】 社会環境の質の向上	(1) 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	
	(2) 自然に健康になれる環境づくり	
	(3) 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	
【方向性3】 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	(1) こども	
	(2) 高齢者	
	(3) 女性	

4 評価について

中間評価を行う際の資料としては、市の事業評価といきいき松浦アンケートの結果により実施します。中間年での評価により、各施策のアクションプラン（行動計画）の見直しを行います。最終評価については、令和12（2030）年度に分野ごとに選定している目標項目の最終目標値から本計画の達成状況を評価します。

評価項目	評価の時期
事業の実施	令和7（2025）年度以降毎年度
いきいき松浦アンケート実施	令和10（2028）年度
いきいき松浦アンケート集計	令和11（2029）年度
健康増進計画の中間評価	令和12（2030）年度
いきいき松浦アンケート実施	令和15（2033）年度
いきいき松浦アンケート集計	令和16（2034）年度
健康づくり総合計画の最終評価	令和17年度～令和18年度 （2035年度～2036年度）

